

建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

平成 20 年 3 月 10 日	国土交通省告示第 285 号
平成 20 年 3 月 31 日	国土交通省告示第 417 号
平成 24 年 12 月 12 日	国土交通省告示第 1448 号
平成 27 年 1 月 29 日	国土交通省告示第 187 号
平成 28 年 4 月 25 日	国土交通省告示第 706 号
平成 28 年 11 月 1 日	国土交通省告示第 1180 号
平成 28 年 12 月 16 日	国土交通省告示第 1419 号
平成 30 年 9 月 12 日	国土交通省告示第 1098 号
平成 30 年 10 月 29 日	国土交通省告示第 1214 号
令和 元 年 6 月 21 日	国土交通省告示第 200 号
令和 2 年 4 月 1 日	国土交通省告示第 508 号
令和 5 年 3 月 20 日	国土交通省告示第 207 号
令和 6 年 3 月 29 日	国土交通省告示第 273 号
令和 6 年 6 月 28 日	国土交通省告示第 974 号
最終改正	令和 7 年 1 月 29 日 国土交通省告示第 53 号

建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「施行規則」という。）第 6 条第 1 項から第 3 項まで並びに第 6 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、第 6 条第 3 項に規定する建築設備（昇降機除く。）について建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 12 条第 3 項に規定する検査及び同条第 4 項に規定する点検（以下「定期検査等」という。）の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を次のように定める。

第 1 施行規則第 6 条第 1 項の国土交通大臣が定める検査の項目並びに施行規則第 6 条の 2 第 1 項及び第 2 項の国土交通大臣が定める点検の項目のうち、換気設備、排煙設備並びに給水設備及び排水設備に係るものは、別表第 1(い)欄に掲げる検査項目のうち一項(十)、(十一)及び(十七)から(二十二)まで、別表第 2(い)欄に掲げる検査項目のうち一項(十八)、(十九)、(三十七)及び(三十八)並びに二項(二十四)並びに別表第 4(い)欄に掲げる検査項目のうち三項(七)とする。

（注：「国土交通大臣が定める検査の項目」については、「1.3 報告の時期」参照）

第 2 施行規則第 6 条第 2 項の検査及び施行規則第 6 条の 2 第 1 項の点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準のうち、換気設備、排煙設備、非常用の照明装置並びに給水設備及び排水設備（平成 20 年国土交通省告示第 282 号第 4 第二号に掲げる建築物に設けるものを除く。以下「換気設備等」という。）に係るものは、次の各号に掲げる換気設備等の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 換気設備 別表第 1(い)欄に掲げる検査項目に応じ、同表(ろ)欄に掲げる検査事項（法第 12 条第 4 項の規定による点検を要する換気設備にあっては、損傷、腐食その他の劣化の状況に係るものに限る。）について、同表(は)欄に掲げる検査方法により実施し、その結果が同表(に)欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定すること。
- 二 排煙設備 別表第 2(い)欄に掲げる検査項目に応じ、同表(ろ)欄に掲げる検査事項（法第 12 条第 4 項の規定による点検を要する排煙設備にあっては、損傷、腐食、その他の劣化の状況に係るものに限る。）につ

いて、同表(は)欄に掲げる検査方法により実施し、その結果が同表(に)欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定すること。

- 三 非常用の照明装置 別表第3(い)欄に掲げる検査項目に応じ、同表(ろ)欄に掲げる検査事項（法第12条第4項の規定による点検を要する非常用の照明装置にあっては、損傷、腐食、その他の劣化の状況に係るものに限る。）について、同表(は)欄に掲げる検査方法により実施し、その結果が同表(に)欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定すること。
- 四 給水設備及び排水設備 別表第4(い)欄に掲げる検査項目に応じ、同表(ろ)欄に掲げる検査事項（法第12条第4項の規定による点検を要する給水設備及び排水設備にあっては、損傷、腐食その他の劣化の状況に係るものに限る。）について、同表(は)欄に掲げる検査方法により実施し、その結果が同表(に)欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定すること。
- 2 特定行政庁は、前項に規定する定期検査等の項目、事項、方法及び結果の判定基準について、規則で、必要なものを付加することができる。
- 3 法第68条の25第1項又は法第68条の26第1項に規定する認定を受けた構造方法を用いた換気設備等に係る定期検査等については、当該認定に当たって検査又は点検の項目、事項、方法又は結果の判定基準（以下この項において「認定検査項目等」という。）が定められている場合においては、前2項の規定にかかわらず、当該認定検査項目等によるものとする。

第3 施行規則第6条第3項の国土交通大臣が定める検査結果表のうち、換気設備等に係るものは、次の各号に掲げる換気設備等の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 換気設備 別記第一号
- 二 排煙設備 別記第二号
- 三 非常用の照明装置 別記第三号
- 四 給水設備及び排水設備 別記第四号

附 則（平成20年3月10日国土交通省告示第285号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日国土交通省告示第417号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月12日国土交通省告示第1448号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年1月29日国土交通省告示第187号）

この告示は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成28年4月25日国土交通省告示第706号）

この告示は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成28年11月1日国土交通省告示第1180号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月16日国土交通省告示第1419号）

この告示は、平成28年12月16日から施行する。

附 則（平成30年9月12日国土交通省告示第1098号）

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律附則第1条第二号に掲げる規定の施行の日（平成30年9月25日）から施行する。

附 則（平成 30 年 10 月 29 日国土交通省告示第 1214 号）

この告示は、公布の日から起算して 3 月を経過した日（平成 31 年 1 月 29 日）から施行する。

附 則（令和元年 6 月 21 日国土交通省告示第 200 号）

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（令和元年 6 月 25 日）から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日国土交通省告示第 508 号）

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和 2 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 20 日国土交通省告示第 207 号）

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和 5 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 国土交通省告示第 273 号）

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号）附則第 1 条第四号に掲げる規定の施行の日（令和 6 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則（令和 6 年 6 月 28 国土交通省告示第 974 号）

この告示は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 1 月 29 国土交通省告示第 53 号）

この告示は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

換気設備 別表第一

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	
一 法第 28 条第 2項又は第 3項の規定に基づき換気設備が設けられた居室 (換気設備を設けるべき調理室等を除く。)	(一)	機械換気設備	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の外観	給気機の外気取入口並びに直接外気開放された給気口及び排気口への雨水の浸入等の防止措置の状況  給気機の外気取入口及び排気機の排気口の取付けの状況  各居室の給気口及び排気口の設置位置  各居室の給気口及び排気口の取付けの状況  風道の取付けの状況  風道の材質  給気機又は排気機の設置の状況  換気扇による換気の状況  各居室の給気口及び排気口における物品の放置の状況	目視又はこれに類する方法(以下「目視等」という。)により確認する。  目視等又は触診により確認する。  給気口及び排気口の位置関係を目視等及び設計図書等により確認するとともに、必要に応じて気流方向を気流検知器等を用いて確認する。  目視等又は触診により確認する。  目視等又は触診により確認する。  目視等又は触診により確認する。  目視等又は触診により確認する。  目視等により確認する。	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第129条の2の5第2項第三号の規定に適合しないこと。  取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。  著しく局部的な空気の流れが生じていること。  取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。  風道の接続部に損傷があり空気が漏れていること又は取付けが堅固でないこと。  令第129条の2の5第2項第五号の規定に適合しないこと。  機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。  外気の流れにより著しく換気能力が低下する構造となっていること。  換気の妨げとなる物品が放置されていること。
	(二)					
	(三)					
	(四)					
	(五)					
	(六)					
	(七)					
	(八)					
	(九)					
	(十)		機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の性能	各居室の換気量  $V = 3,600 \nu AC$ この式において、V、ν、A 及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。 V 換気量(単位 $m^3/h$ ) ν 平均風速(単位 $m/s$ ) A 給気口断面積(単位 $m^2$ ) C 次の式により計算した給気量に対する外気の混合比  $C = \frac{V_2}{V_1}$	令第20条の2第一号ロ若しくはハの規定に適合しないこと又は風速の測定が困難な場合にあっては、次のイ若しくはロのいずれかに該当すること。 イ 還気の二酸化炭素含有率を確認した場合にあっては、還気の二酸化炭素含有率が100万分の1,000を超えてのこと。 ロ 還気と外気の二酸化炭素含有率の差を確認した場合にあっては、還気と二酸化炭素含有率の差が100万分の650を超えてのこと。	

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
中央管理方式の空気調和設備	(十一)			<p>この式において <math>V_1</math> 及び <math>V_2</math> は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p><math>V_1</math> 空気調和設備の送風空気量 (単位 <math>m^3/h</math>)</p> <p><math>V_2</math> 空気調和設備への取り入れ外気量 (単位 <math>m^3/h</math>)</p>	
			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できること。
			空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備の設置の状況	目視等又は触診により確認する。取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
			空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況	空気調和設備及び配管の運転の状況	空気調和機器又は配管に変形、破損又は著しい腐食があること。
			空気調和設備の運転の状況	空気ろ過器の点検口	運転時に異常な音、異常な振動又は異常な発熱があること。
			空気ろ過器の点検口	目視等により確認する。	昭和 45 年建設省告示第 1832 号第四号の規定に適合しないこと又は点検用の十分な空間が確保されていないこと。
			冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離	目視等により確認するとともに、必要に応じ鋼製巻尺等により測定する。	令第 129 条の 2 の 6 第二号の規定に適合しないこと。
			空気調和設備の性能	各居室の温度	居室の中央付近において温度計により測定する。令第 129 条の 2 の 5 第 3 項の表(四) 項の規定に適合しないこと。
			各居室の相対湿度	居室の中央付近において湿度計により測定する。	令第 129 条の 2 の 5 第 3 項の表(五) 項の規定に適合しないこと。
			各居室の浮遊粉じん量	居室の中央付近において粉じん計により測定する。	令第 129 条の 2 の 5 第 3 項の表(一) 項の規定に適合しないこと。
			各居室の一酸化炭素含有率	居室の中央付近においてガス検知管等により測定する。	令第 129 条の 2 の 5 第 3 項の表(二) 項の規定に適合しないこと。
			各居室の二酸化炭素含有率	居室の中央付近においてガス検知管等により測定する。	令第 129 条の 2 の 5 第 3 項の表(三) 項の規定に適合しないこと。
			各居室の気流	居室の中央付近において風速計により測定する。	令第 129 条の 2 の 5 第 3 項の表(六) 項の規定に適合しないこと。
二等換気設備を設けるべき調理	(一)		自然換気設備及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の材質	目視等又は触診により確認する。不燃材でないこと。
			排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	
			給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第 20 条の 3 第 2 項第一号イ(3)、(4)、(6)又は(7)の規定に適合しないこと。

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
三 に 基 法 づ き 28 条 第 2 項 が 設 け ら れ た 居 室 等 規 定	(四)		給気口、排気口及び排気フードの位置	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第 20 条の 3 第 2 項第一号イ(1)又は(2)の規定に適合しないこと。
	(五)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況	目視等又は触診により確認する。	鳥の巣等により給排気が妨げられていること。
	(六)		排気筒及び煙突の断熱の状況	目視等又は触診により確認する。	断熱材に脱落又は損傷があること。
	(七)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第 115 条第 1 項第三号イ(2)又は第 2 項の規定に適合しないこと。
	(八)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況	目視等又は触診により確認する。	昭和 45 年建設省告示第 1826 号第 4 第二号又は第三号の規定に適合しないこと。
	(九)		各居室の給気口及び排気口における物品の放置の状況	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
	(十)		自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況(密閉型燃焼器具の煙突を除く。)	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。
	(十一)		機械換気設備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況	目視等により確認する。
	(十二)			換気扇による換気の状況	目視等により確認する。
	(十三)			給気機又は排気機の設置の状況	目視等又は触診により確認する。
	(十四)		機械換気設備の換気量	排気口の同一断面内から 5 箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式により換気量を算出する。 $V=3,600 \nu A$ この式において、V、ν及びAは、それぞれ次の数値を表すものとする。 V 換気量(単位 $m^3/h$ ) ν 平均風速(単位 $m/s$ ) A 開口断面積(単位 $m^2$ )	機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。 令第 20 条の 3 第 2 項第一号イ又は昭和 45 年建設省告示第 1826 号第 3 の規定に適合しないこと。
	(一)	防火ダンパー等 (外壁の開口部で 延焼のおそれのある部分に設けるもの を除く。)	防火ダンパーの設置の状況	設計図書等により確認するとともに、目視等により確認する。	令第 112 条第 21 項の規定に適合しないこと。
	(二)		防火ダンパーの取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	平成 12 年建設省告示第 1376 号第 1 の規定に適合しないこと又は著しい腐食があること。
	(三)		防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する。	ダンパーが円滑に作動しないこと。
	(四)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視等又は触診により確認する。	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
	(五)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無	目視等により確認する。	平成 12 年建設省告示第 1376 号第 3 の規定に適合しないこと。
	(六)		防火ダンパーの温度ヒューズ	目視等により確認する。	適正な溶解温度の温度ヒューズを使用していないこと。
	(七)		壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況	目視等により確認する。	平成 12 年建設省告示第 1376 号第 2 の規定に適合しないこと。
	(八)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和 48 年建設省告示第 2563 号第 1 第二号ニ(2)に適合しないこと。熱感知器にあっては昭和 48 年建設省告示第 2563 号第 2 第二号ロ(2)の規定に適合しないこと。
	(九)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況	発煙試験器、加熱試験器等により作動の状況を確認する。	感知器と連動して作動しないこと。
次の表の上【左】欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下【右】欄に掲げる記録がある場合には、(は) 欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。					
一項 (三)、(十) 及び (十七) から (二十二) まで、二項 (十四) 並びに三項 (九)	前回の検査後にそれぞれ (は) 欄に掲げる検査方法と同等の方法で実施した検査等の記録				
一項 (一)、(二)、(五) から (八) まで、(十一) から (十三) まで、(十五) 及び (十六)	前回の検査後にそれぞれ (は) 欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員（以下「一級建築士等」という。）が実施した検査の記録				
一項 (四) 及び (十四)	前回の検査後にそれぞれ (は) 欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録又は前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録				

排煙設備 別表第二

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
一 令第 123 条第 3項 第二号に規定する階段室又は付室、令第 129 条の 13 の 3 第 13 項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第 126 条の 2 第 1 項に規定する居室等	(一) (二) (三) (四) (五) (六) (七) (八) (九)	排煙機	排煙機の外観	排煙機の設置の状況	目視等又は触診により確認する。 基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食があること。
			排煙風道との接続の状況	目視等により確認する。 接続部に破損又は変形があること。	
			煙排出口の設置の状況	目視等により確認する。 排出された煙により他への影響のおそれがあること。	
			煙排出口の周囲の状況	目視等により確認する。 煙の排出を妨げる障害物があること。	
			屋外に設置された煙排出口への雨水等の防止措置の状況	目視等により確認する。 浸入した雨水等を排出できないこと。	
			排煙機の性能	排煙口の開放との連動起動の状況 作動の状況	作動の状況を確認する。 排煙口と連動して排煙機が作動しないこと。 聽診又は触診により確認する。 排煙機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。
			電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する。	予備電源により作動しないこと。
			排煙機の排煙風量	煙排出口の同一断面内から 5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき 30秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。 $Q=60AV_m$ この式において、Q、A 及び V <sub>m</sub> は、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q 排煙風量 (単位 m <sup>3</sup> /min) A 煙排出口面積 (単位 m <sup>2</sup> ) V <sub>m</sub> 平均風速 (単位 m/s)	令第 123 条第 3 項第二号若しくは令第 129 条の 13 の 3 第 13 項 (これらの規定中国土交通大臣が定めた構造方法のうち排煙機に係る部分に限る。) 又は令第 126 条の 3 第 1 項第九号 (令第 128 条の 7 第 1 項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、令第 126 条の 3 第 1 項第九号を、令第 129 条第 1 項又は令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、令第 123 条第 3 項第二号及び令第 126 条の 3 第 1 項第九号を除く。) の規定に適合しないこと。
			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
	(十)	排煙口	機械排煙設備の排煙口の外観	排煙口の位置	目視等により確認する。
	(十一)	排煙口			平成 12 年建設省告示第 1436 号第三号又は令第 126 条の 3 第 1 項第三号の規定に適合しないこと。ただし、令第 128 条の 7 第 1 項、令第 129 条第 1 項又は令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
(十二)	機械排煙設備の排煙口の性能		排煙口の周囲の状況	目視等により確認する。	排煙口の周囲に開放を妨げる障害物があること。
(十三)			排煙口の取付けの状況	目視等により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
(十四)			手動開放装置の周囲の状況	目視等により確認する。	周囲に障害物があり操作できないこと。
(十五)			手動開放装置の操作方法の表示の状況	目視等により確認する。	令第126条の3第1項第五号の規定に適合しないこと。ただし、令第128条の7第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(十六)		手動開放装置による開放の状況	作動の状況を確認する。	排煙口の開放が手動開放装置と連動していないこと。	
(十七)		排煙口の開放の状況	目視等又は聴診により確認する。	常時閉鎖状態を保持し開放時気流により閉鎖すること又は著しい振動があること。	
(十八)		排煙口の排煙風量	排煙口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき30秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。 $Q = 60AV_m$ この式において、Q、A及びV <sub>m</sub> は、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q 排煙風量 (単位 m <sup>3</sup> /min) A 排煙口面積 (単位 m <sup>2</sup> ) V <sub>m</sub> 平均風速 (単位 m/s)	令第126条の3第1項第九号の規定に適合しないこと。ただし、令第128条の7第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	
(十九)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できること。	
(二十)		煙感知器による作動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する。	排煙口が連動して開放しないこと。	
(二十一)	排煙風道	機械排煙設備の排煙風道 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	排煙風道の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること。
(二十二)		排煙風道の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。	
(二十三)		排煙風道の材質	目視等により確認する。	令第126条の3第1項第二号の規定に適合しないこと。ただし、令第128条の7第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
(二十四)	口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。)	防火ダンパー (外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。)	防煙壁の貫通措置の状況	目視等により確認する。	令第 126 条の 3 第 1 項第七号の規定に適合しないこと。ただし、令第 128 条の 7 第 1 項、令第 129 条第 1 項又は令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(二十五)			排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	断熱材に脱落又は損傷があること又は令第 126 条の 3 第 1 項第七号で準用する令第 115 条第 1 項第三号イ(2)の規定に適合しないこと。ただし、令第 128 条の 7 第 1 項、令第 129 条第 1 項又は令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(二十六)			防火ダンパーの取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(二十七)			防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する。	ダンパーが円滑に作動しないこと。
(二十八)			防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視等又は触診により確認する。	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。
(二十九)			防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無	目視等により確認する。	天井、壁等に一辺の長さが 45cm 以上の保守点検が容易に行える点検口並びに防火設備の開閉及び作動状態を確認できる検査口が設けられていないこと。
(三十)			防火ダンパーの温度ヒューズ	目視等により確認する。	適正な溶解温度の温度ヒューズを使用していないこと。
(三十一)			壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況 (防火ダンパーが令第 112 条第 20 項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する部分に近接する部分に設けられている場合に限る。)	目視等により確認する。	防火ダンパーと防火区画との間の風道が厚さ 1.5mm 以上の鉄板で造られていないこと又は鉄網モルタル塗その他の不燃材料で被覆されていないこと。
(三十二)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観	排煙口及び給気口の大きさ及び位置	目視等により確認する。	平成 12 年建設省告示第 1437 号第一号口又はハ及び第二号口又はハの規定に適合しないこと。ただし、令第 128 条の 7 第 1 項、令第 129 条第 1 項又は令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(三十三)			排煙口及び給気口の周囲の状況	目視等により確認する。	周囲に排煙又は給気を妨げる障害物があること。

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
(三十四)			排煙口及び給気口の取付けの状況	目視等により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
(三十五)			手動開放装置の周囲の状況	目視等により確認する。	周囲に障害物があり操作できないこと。
(三十六)			手動開放装置の操作方法の表示の状況	目視等により確認する。	令第126条の3第1項第五号の規定に適合しないこと。ただし、令第128条の7第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(三十七)	特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	排煙口の排煙風量	排煙口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき30秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。 $Q=60AV_m$ この式において、Q、A及びV <sub>m</sub> は、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q 排煙風量 (単位 m <sup>3</sup> /min) A 排煙口面積 (単位 m <sup>2</sup> ) V <sub>m</sub> 平均風速 (単位 m/s)	排煙口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき30秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。 $Q=60AV_m$ この式において、Q、A及びV <sub>m</sub> は、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q 排煙風量 (単位 m <sup>3</sup> /min) A 排煙口面積 (単位 m <sup>2</sup> ) V <sub>m</sub> 平均風速 (単位 m/s)	令第126条の3第2項の規定に適合しないこと。ただし、令第128条の7第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(三十八)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できること。	
(三十九)		煙感知器による作動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する。	排煙口が連動して開放しないこと。	
(四十)	特殊な構造の排煙設備の給気風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	給気風道の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること。	
(四十一)		給気風道の材質	目視等により確認する。	令第126条の3第1項第二号の規定に適合しないこと。ただし、令第128条の7第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	
(四十二)		給気風道の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。	
(四十三)		防煙壁の貫通措置の状況	目視等により確認する。	令第126条の3第1項第七号の規定に適合しないこと。ただし、令第128条の7第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
(四十四)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況	目視等又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	
(四十五)		給気風道との接続の状況	目視等により確認する。	接続部に空気漏れ、破損又は変形があること。	
(四十六)		特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	排煙口の開放と連動起動の状況	作動の状況を確認する。	令第126条の3第2項の規定に適合しないこと。ただし、令第128条の7第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(四十七)		作動の状況	聴診又は触診により確認する。	送風機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。	
(四十八)		電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する。	予備電源により作動しないこと。	
(四十九)		給気送風機の給気風量	吸込口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき30秒以上継続して風速を測定し、次の式により給気風量を算出する。 $Q=60AV_m$ この式において、Q、A及びV <sub>m</sub> は、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q 給気風量 (単位 m <sup>3</sup> /min) A 吸込口面積 (単位 m <sup>2</sup> ) V <sub>m</sub> 平均風速 (単位 m/s)	令第126条の3第2項の規定に適合しないこと。ただし、令第128条の7第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	
(五十)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できること。	
(五十一)		特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置	目視等により確認する。	排煙設備の煙排出口等の開口部に近接していること又は吸込口が延焼のおそれのある位置に設置されていること。
(五十二)			吸込口の周囲の状況	目視等により確認する。	周囲に給気を妨げる障害物があること。
(五十三)			屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況	目視等により確認する。	浸入した雨水等を排出できないこと。

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
二 令 第 123 条 第 3 項 第 二 号 に 規 定 す る 階 段 室 又 は 付 室 、 令 第 129 条 の 13 の 3 第 13 項 に 規 定 す る 昇 降 路 又 は 乗 降 口 ビ ー	(一) 特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況 給気口の周囲の状況	作動の状況を確認する。 目視等により確認する。	連動して作動しないこと。 周囲に給気を妨げる障害物があること。	
	加 压 防 排 煙 設 備	排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	排煙風道の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること。
			排煙風道の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。
			排煙風道の材質	目視等により確認する。	不燃材料で造られていないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
		給気口の外観	給気口の周囲の状況	目視等により確認する。	周囲に給気を妨げる障害物があること。
			給気口の取付けの状況	目視等により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
			給気口の手動開放装置の周囲の状況	目視等により確認する。	周囲に障害物があり操作できないこと。
			給気口の手動開放装置の操作方法の表示の状況	目視等により確認する。	平成28年国土交通省告示第696号第五号イ(2)(i)の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
			給気口の手動開放装置による開放の状況	作動の状況を確認する。	手動開放装置と連動して給気口が開放していないこと。
		給気口の性能	給気口の開放の状況	目視等又は聴診により確認する。	開放時に気流により閉鎖すること又は著しい振動があること。
			給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況	給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること。
			給気風道の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。
		給気風道の材質	目視等により確認する。	不燃材料で造られていないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	
	給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況	目視等又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	
		給気風道との接続の状況	目視等により確認する。	接続部に空気漏れ、破損又は変形があること。	

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
(十七)	給気送風機の性能	給気口の開放と連動起動の状況	作動の状況を確認する。	平成 28 年国土交通省告示第 696 号第五号イ(5)の規定に適合しないこと。ただし、令第 129 条第 1 項又は第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	
(十八)		給気送風機の作動の状況	聴診又は触診により確認する。	送風機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。	
(十九)		電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する。	予備電源により作動しないこと。	
(二十)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。	
(二十一)	給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置	目視等により確認する。	排煙設備の煙排出口等の開口部に近接していること又は吸込口が延焼のおそれのある位置に設置されていること。	
(二十二)		吸込口の周囲の状況	目視等により確認する。	周囲に給気を妨げる障害物があること。	
(二十三)		屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況	目視等により確認する。	浸入した雨水等を排出できないこと。	
(二十四)	遮煙開口部の性能	遮煙開口部の排出風速	加圧防排煙設備を作動させた状態で遮煙開口部の開口幅を 40cm 開放し、同一断面内から 9 箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき 30 秒以上継続して風速を測定する。	平成 28 年国土交通省告示第 696 号第五号ハの規定に適合しないこと。ただし、令第 129 条第 1 項又は第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	
(二十五)	空気逃し口の外観	空気逃し口の大きさ及び位置	目視等により確認する。	平成 28 年国土交通省告示第 696 号第五号ロの規定に適合しないこと。ただし、令第 129 条第 1 項又は第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	
(二十六)		空気逃し口の周囲の状況	目視等により確認する。	周囲に空気の流れを妨げる障害物があること。	
(二十七)		空気逃し口の取付けの状況	目視等により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	
(二十八)	空気逃し口の性能	空気逃し口の作動の状況	目視等により確認する。	給気口と連動して空気逃し口が開放しないこと。	
(二十九)	圧力調整装置の外観	圧力調整装置の大きさ及び位置	目視等により確認する。	平成 28 年国土交通省告示第 696 号第五号ハの規定に適合しないこと。ただし、令第 129 条第 1 項又は第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
	(三十一)	圧力調整装置の性能	圧力調整装置の周囲の状況	目視等により確認する。	周囲に空気の流れを妨げる障害物があること。
			圧力調整装置の取付けの状況	目視等により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
			圧力調整装置の作動の状況	目視等により確認する。	扉の閉鎖と連動して開放しないこと。
三 令第 126 条の 2 第1項に規定する居室等	(一)	可動防煙壁	手動降下装置の作動の状況	作動の状況を確認する。	片手で容易に操作できること。
	(二)		手動降下装置による連動の状況	作動の状況を確認する。	連動して作動しないこと。
	(三)		煙感知器による連動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する。	連動して作動しないこと。
	(四)		可動防煙壁の材質	目視等により確認する。	不燃材料でないこと。
	(五)		可動防煙壁の防煙区画	目視等により確認する。	脱落又は欠損があり煙の流動を妨げる効果がないこと。
	(六)		中央管理室における制御及び作動の状況を確認する。 監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できること。
四 予備電源	(一)	自家用発電装置	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	目視等により確認する。	令第 112 条第 20 項若しくは第 21 項又は令第 129 条の 2 の 4 第 1 項第七号の規定に適合しないこと。
	(二)		発電機の発電容量	予備電源の容量を確認する。	自家用発電装置の出力容量が少なく、防災設備を 30 分以上運転できないこと。
	(三)		発電機及び原動機の状況	目視等又は触診により確認する。	端子部の締め付けが堅固でないこと、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること。
	(四)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視等により確認する。	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が少なく 30 分以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内にないこと。
	(五)		始動用の空気槽の圧力	圧力計を目視等により確認するとともに、聴診により確認する。	空気槽の自動充気圧力が、高圧側で 2.2 から 2.9 メガパスカル、低圧側で 0.7 から 1.0 メガパスカルに維持されていないこと又は圧力が低下しても警報を発しないこと。
	(六)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視等により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること。
	(七)		燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視等により確認する。	配管の接続部等に漏洩等があること。
	(八)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視等により確認する。	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
(九)	自家用発電装置の性能	自家用発電装置の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	
(十)		自家用発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）	室内の温度を温度計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	給排気が十分でなく室内温度が摂氏 40 度を超えてること又は給排気ファンが単独で若しくは発電機と連動して運転できること。	
(十一)		接地線の接続の状況	目視等により確認する。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。	
(十二)		絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定する。	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号。）第 58 条の規定値を下回っていること。	
(十三)		自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況	予備電源への切替えができるないこと。	
(十四)		始動の状況	作動の状況を確認する。	空気始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動から 40 秒以内に確立しないこと。	
(十五)		運転の状況	目視等、聴診又は触診により確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること。	
(十六)		排気の状況	目視等により確認する。	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること。	
(十七)		コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	作動の状況を確認する。	運転中に異常な音又は異常な振動があること。	
(十八)	直結エンジンの外観	直結エンジンの設置の状況	目視等又は触診により確認する。	据付けが堅固でないこと、アンカーボルト等に著しい腐食があること又は換気が十分でないこと。	
(十九)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視等により確認する。	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が足りず 30 分間以上運転できること又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内にないこと。	
(二十)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視等により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること。	
(二十一)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視等により確認する。	制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。	
(二十二)		給気部及び排気管の取付けの状況	目視等により確認する。	変形、損傷、き裂等があること。	
(二十三)		V ベルト	目視等又は触診により確認する。	ベルトに損傷若しくはき裂があること又はたわみが大きいこと。	
(二十四)		接地線の接続の状況	目視等により確認する。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。	
(二十五)		絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定する。	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令第 58 条の規定値を下回っていること。	

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
(二十六)		直結エンジンの性能	始動及び停止並びに運転の状況	目視等、聴診又は触診により確認する。	正常に作動若しくは停止できないこと又は排煙口の開放と連動して直結エンジンが作動しないこと又は運転中に異常な音、異常な振動等があること。
次の表の上【左】欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下【右】欄に掲げる記録がある場合には、(は) 欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。					
一項(九)、(十八)、(二十)、(三十七)、(三十九) 及び (四十九)、二項(二十四) 並びに三項(三)				前回の検査後にそれぞれ (は) 欄に掲げる検査方法と同等の方法で実施した検査等の記録	
一項(二)、(四)、(六)から(八)まで、(十)、(十二)から(十四)まで、(十六)、(十九)、(二十一)、(二十二)及び(二十七)、二項(一)から(四)まで、(六)から(八)まで、(十)、(十二)、(十三)、(十六)から(二十)まで及び(二十六)から(二十八)まで、三項(二)、(五)及び(六)並びに四項(三)から(八)まで及び(十)から(十七)まで				前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録	

非常用の照明装置 別表第三

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
一 照明器具	(一)	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等	目視等により確認する。	昭和45年建設省告示第1830号第1第一号の規定に適合しないこと。
	(二)		照明器具の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	天井その他の取付け部に正しく固定されていないこと又は予備電源内蔵コンセント型照明器具である場合は、差込みプラグが壁等に固定されたコンセントに直接接続されていないこと若しくはコンセントから容易に抜ける状態であること。
二 蓄電池内蔵形の蓄電池及び自家用発電装置別置形の	(一)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能	作動の状況及び点灯時間を確認する。ただし、自動検査機能を有するものにあっては、自動検査機能による検査終了後における表示等により確認することで足りる。	昭和45年建設省告示第1830号第3第二号又は第三号の規定に適合しないこと。
	(二)	照度	照度の状況	避難上必要となる部分のうち最も暗い部分の水平床面において低照度測定用照度計により測定する。ただし、自動検査機能を有し、非常時のみLEDランプが点灯するものにあっては、自動検査機能による検査終了後における表示等により確認することで足りる。	昭和45年建設省告示第1830号第4第一号の規定に適合しないこと。
	(三)		照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。
	(四)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況	目視等により確認する。	非常用の照明装置である旨の表示がないこと。
	(五)	配線	配電管等の防火区画の貫通措置の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	目視等又は触診により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第112条第20項又は第129条の2の4第1項第七号の規定に適合しないこと。
三 電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置	(一)	配線	照明器具の取付けの状況及び配線の接続の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	目視等により確認する。	昭和45年建設省告示第1830号第2の規定に適合しないこと。
	(二)		電気回路の接続の状況	目視等により確認するとともに、必要に応じて回路計により測定する。	昭和45年建設省告示第1830号第2の規定に適合しないこと。
	(三)		接続部(幹線分岐及びボックス内に限る。)の耐熱処理の状況	目視等により確認する。	昭和45年建設省告示第1830号第2の規定に適合しないこと。
	(四)		予備電源から非常用の照明器具間の配線の耐熱処理の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	目視等により確認する。	昭和45年建設省告示第1830号第2第三号の規定に適合しないこと。

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
	(五)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況	作動の状況を確認する。	昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 3 の規定に適合しないこと。
			蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況	作動までの時間を確認する。	昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 3 の規定に適合しないこと。
四 の電 蓄電池 内蔵形	(一)	配線及び充電ランプ	充電ランプの点灯の状況	目視等により確認する。	点滅スイッチを切断しても充電ランプが点灯しないこと。
	(二)		誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況	目視等により確認する。	昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 2 の規定に適合しないこと。
五 電 源別 置形の 蓄電 池	(一)	蓄電池	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況	目視等により確認する。	令第 112 条第 20 項若しくは第 21 項又は令第 129 条の 2 の 4 第 1 項第七号の規定に適合しないこと。
	(二)		蓄電池室の換気の状況	室内の温度を温度計により測定する。	室温が摂氏 40 度を超えていること。
	(三)		蓄電池の設置の状況	目視等又は触診により確認する。	変形、損傷、腐食、液漏れ等があること。
	(四)	蓄電池の性能	電圧	電圧計により測定する。	電圧が正常でないこと。
	(五)		電解液比重	比重計により測定する。	電解液比重が適正でないこと。
	(六)		電解液の温度	温度計により測定する。	電解液の温度が摂氏 45 度を超えていること。
	(七)	充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況	目視等により確認する。	令第 112 条第 20 項若しくは第 21 項又は令第 129 条の 2 の 4 第 1 項第七号の規定に適合しないこと。
	(八)		キュービクルの取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
六 自家用 発電 装置	(一)	自家用発電装置	自家用発電装置等の状況	目視等により確認する。	令第 112 条第 20 項若しくは第 21 項又は令第 129 条の 2 の 4 第 1 項第七号の規定に適合しないこと。
	(二)		発電機の発電容量	予備電源の容量を確認する。	自家用発電装置の出力容量が少なく、防災設備を 30 分以上運転できないこと。
	(三)		発電機及び原動機の状況	目視等又は触診により確認する。	端子部の締め付けが堅固でないこと、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること。
	(四)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視等により確認する。	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が少なく 30 分以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内にないこと。

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
	(五)	自家用発電装置の性能	始動用の空気槽の圧力	圧力計を目視等により確認するとともに、聴診により確認する。	空気槽の自動充気圧力が、高压側で2.2から2.9メガパスカル、低压側で0.7から1.0メガパスカルに維持されていないこと又は圧力が低下しても警報を発しないこと。
	(六)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視等により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること。
	(七)		燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視等により確認する。	配管の接続部等に漏洩等があること。
	(八)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視等により確認する。	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプが点灯しないこと。
	(九)		自家用発電装置の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(十)		自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に限る。)	室内の温度を温度計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	給排気状態が十分でなく室内温度が摂氏40度を超えること又は給排気ファンが単独で若しくは発電機と連動して運転できないこと。
	(十一)		接地線の接続の状況	目視等により確認する。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。
	(十二)		絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定する。	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条の規定値を下回っていること。
	(十三)		自家用発電装置の性能電源の切替えの状況	作動の状況を確認する。	予備電源への切替えができないこと。
	(十四)		始動の状況	作動の状況を確認する。	空気始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動から40秒以内に確立しないこと。
	(十五)		運転の状況	目視等、聴診又は触診により確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること。
	(十六)		排気の状況	目視等により確認する。	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること。
	(十七)		コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	作動の状況を確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること。

五項(二)から(六)まで並びに六項(三)から(八)まで及び(十)から(十七)までについては、前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。

## 給水設備及び排水設備 別表第四

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
一 飲料用の配管設備及び排水設備	(一)	飲料用配管及び排水配管(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	配管の取付けの状況	目視等により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第4第一号の規定に適合しないこと。
	(二)		配管の腐食及び漏水の状況	目視等により確認する。	配管に腐食又は漏水があること。
	(三)		配管が貫通する箇所の損傷防止措置の状況	目視等により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第4第二号の規定に適合しないこと。
	(四)		継手類の取付けの状況	目視等により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第4第三号の規定に適合しないこと。
	(五)		保温措置の状況	目視等により確認する。	令第129条の2の4第1項第五号又は第2項第四号の規定に適合しないこと。
	(六)		防火区画等の貫通措置の状況	目視等により確認する。	令第129条の2の4第1項第二号又は第七号の規定に適合しないこと。
	(七)		配管の支持金物	目視等により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第4第一号又は第四号の規定に適合しないこと。
	(八)		飲料水系統配管の汚染防止措置の状況	目視等により確認する。	令第129条の2の4第2項第一号又は第二号の規定に適合しないこと。
	(九)		止水弁の設置の状況	目視等により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第1第一号ロの規定に適合しないこと。
	(十)		ウォーターハンマーの防止措置の状況	目視等により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第1第一号イの規定に適合しないこと。
	(十一)		給湯管及び膨張管の設置の状況	目視等により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第4第四号の規定に適合しないこと。
二 飲料水の配管設備	(一)	飲料用の給水タンク及び貯水タンク(以下「給水タンク等」という。)並びに給水ポンプ	給水タンク等の設置の状況	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	昭和50年建設省告示第1597号第1第二号イ又はロの規定に適合しないこと。
	(二)		給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等の設置の状況	目視等により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第1第一号又は第二号の規定に適合しないこと。
	(三)		給水タンク等の腐食及び漏水の状況	目視等により確認する。	令第129条の2の4第2項第五号の規定に適合しないこと。
	(四)		給水用圧力タンクの安全装置の状況	作動の状況を確認する。	令第129条の2の4第1項第四号の規定に適合しないこと。
	(五)		給水ポンプの運転の状況	水圧計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がないこと。
	(六)		給水タンク及びポンプ等の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第1又は第2の規定に適合しないこと。
	(七)		給水タンク等の内部の状況	目視等により確認する。	藻等の異物があること。

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
	(八)	給湯設備（循環ポンプを含む。）	給湯設備（ガス湯沸器を除く。）の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第2又は第5の規定に適合しないこと。
	(九)		ガス湯沸器の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第2若しくは第5の規定に適合しないこと又は引火性危険物のある場所及び燃焼廢ガスの上昇する位置に取り付けていること。
	(十)		給湯設備の腐食及び漏水の状況	目視等により確認する。	本体に腐食又は漏水があること
三 排水 設備	(一)	排水槽	排水槽のマンホールの大きさ	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第二号ロの規定に適合しないこと。
	(二)		排水槽の通気の状況	目視等により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第二号ホの規定に適合しないこと。
	(三)		排水漏れの状況	目視等により確認する。	漏れがあること。
	(四)		排水ポンプの設置の状況	目視等により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(五)		排水ポンプの運転の状況	水圧計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がないこと。
	(六)		地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況	作動の状況を確認する。	昭和44年建設省告示第1730号第3第三号又は第四号の規定に適合しないこと。
	(七)	排水再利用配管設備（中水道を含む。）	雑用水の用途	雑用水に着色等を行い、目視等により確認する。	令第129条の2の4第2項第一号又は昭和50年建設省告示第1597号第2第六号ハの規定に適合しないこと。
	(八)		雑用水給水栓の表示の状況	目視等により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第六号ニの規定に適合しないこと。
	(九)		配管の標識等	目視等により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第六号ロの規定に適合しないこと。
	(十)		雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況	目視等により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(十一)		消毒装置	目視等により確認する。	消毒液がなくなり、装置が機能しないこと。
	(十二)	その他	衛生器具	衛生器具の取付けの状況	令第129条の2の4第2項第二号の規定に適合しないこと、取付けが堅固でないこと又は損傷があること。
	(十三)		排水トラップ	排水トラップの取付けの状況	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。
	(十四)		阻集器	阻集器の構造、機能及び設置の状況	昭和50年建設省告示第1597号第2第四号イ、ロ又はハの規定に適合しないこと。
	(十五)		排水管	公共下水道等への接続の状況	令第129条の2の4第3項第三号の規定に適合しないこと。

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
(十六)			雨水排水立て管の接続の状況	目視等により確認する。	昭和 50 年建設省告示第 1597 号第 2 第一号ハの規定に適合しないこと。
(十七)			排水の状況	目視等により確認する。	排水勾配がないこと又は流れていなこと。
(十八)			掃除口の取付けの状況	目視等により確認する。	昭和 50 年建設省告示第 1597 号第 2 第一号イの規定に適合しないこと。
(十九)			雨水系統との接続の状況	目視等により確認する。	昭和 50 年建設省告示第 1597 号第 2 第三号イの規定に適合しないこと。
(二十)			間接排水の状況	目視等により確認する。	昭和 50 年建設省告示第 1597 号第 2 第一号ロの規定に適合しないこと又は損傷があること。
(二十一)		通気管	通気開口部の状況	目視等により確認する。	昭和 50 年建設省告示第 1597 号第 2 第五号ハの規定に適合しないこと。
(二十二)			通気管の状況	目視等又は嗅診により確認する。	昭和 50 年建設省告示第 1597 号第 2 第二号イ又は第五号の規定に適合しないこと又は損傷があること。
次の表の上【左】欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下【右】欄に掲げる記録がある場合には、(は) 欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。					
一項 ((二) を除く。)、二項 ((二)、(三) 及び (七) を除く。) 並びに三項 ((二)、(三)、(五)、(十一)、(十四) 及び (二十二) を除く。)					前回の検査後にそれぞれ (は) 欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員（以下「一級建築士等」という。）が実施した検査の記録
一項 (二)、二項 (二)、(三) 及び (七) 並びに三項 (二)、(三)、(五)、(十一)、(十四) 及び (二十二)					前回の検査後にそれぞれ (は) 欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録又は前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録